「東部知多浄化センター使用許可」の申請方法 (令和6年4月~令和8年3月)

※申請様式は最新のものを使用してください

- (1)申請者は、次の①~③の申請書類一式を3部(当該作業区域が東浦町の場合は2部)作成してください。 (様式の記入は、記入例の赤字部分を参考に記入してください)
 - ①「東部知多浄化センター使用許可申請書」(様式第 1 号)

添付書類:「一般廃棄物収集運搬業許可証の写し」、「一般廃棄物収集運搬業許可証(荷卸し)の写し(当 該作業区域が東浦町以外の場合)」

令和8年3月まで有効の「一般廃棄物収集運搬業許可証」が当該作業区域の市町から発行されしだい、また当該作業区域が東浦町以外の場合は、東浦町の「一般廃棄物収集運搬業許可証(荷卸し)」(令和8年3月まで有効のもの)が発行されしだい、速やかにその写しを組合事務所及び(建設)環境課へ提出してください。

②「使用車両」(様式第2号)

添付書類:「自動車検査証の写し」

複数の車両を申請する場合は、車両番号(4ケタ)の数字の小さい順に列記してください。 また、通常使用しない車両(予備の車両等)は申請しないでください。故障などにより車両を変更 する場合は、「東部知多浄化センター使用許可変更届出書」(様式第5号)を提出してください。

- ③「年間搬入量の月別計画表」(様式第3号)
- (2) 申請書類の流れ

<当該作業区域が東浦町以外の場合>

- ① 申請者は、上記の申請書類一式 (3部) を当該作業区域の市町の(建設)環境課へ提出
- ② (建設)環境課は、申請書類の確認後、受付印を押印し、組合へ送付
- ③ 組合は、申請書類の確認後、受付印を押印し、申請書類の1部は組合控えとし、残りの2部を(建設)環境課へ送付
- ④ (建設)環境課は、申請書類を確認後、申請書類の1部は(建設)環境課控えとし、残りの1部を申請者へ送付

<当該作業区域が東浦町の場合>

- ① 申請者は、上記の申請書類一式(2部)を組合へ提出
- ② 組合は、申請書類の確認後、受付印を押印し、申請書類の1部は組合控えとし、残りの1部を申請者へ送付
- (3) 使用許可証の交付等

令和8年3月まで有効の「東部知多浄化センター使用許可証」(様式第4号)は、上記(2)の当該作業 区域が東浦町以外の場合は④の時に、当該作業区域が東浦町の場合は②の時に送付します。使用許可期間 が過ぎた「東部知多浄化センター使用許可証」(様式第4号)は組合に返却してください。 また、更新をしない車両の搬入カード(I Cカード)は、組合事務所へ速やかに返却してください。 万一、搬入カード(I Cカード)を紛失し、又はき損したときは、速やかに**「東部知多浄化センター許可 証等再交付申請書」(様式第6号)** を組合へ届け出してください。

- (4)「し尿収集」並びに「浄化槽汚泥収集」の両方を行う申請者 次の事項も参考にして申請をしてください。
 - ① 「東部知多浄化センター使用許可申請書」(様式第 1 号) 「廃棄物の種類」の欄に該当する「し尿」、「浄化槽汚泥」もしくは「し尿及び浄化槽汚泥」を明記してください。
 - ② 「使用車両」(様式第2号)

「使用車両」と記載する横に、該当する「し尿」、「浄化槽汚泥」もしくは「し尿及び浄化槽汚泥」を明記してください。

「東部知多浄化センター使用許可」の申請に関する様式は、

東部知多衛生組合ホームページ(https://www.tobuchita.jp)よりダウンロードしてください。

「施設の紹介」→「東部知多浄化センター」→「東部知多浄化センター使用許可申請について」 →「東部知多浄化センター使用許可」の申請方法、様式